

75 歳以上と 65 歳～74 歳で一定の障がいのある方が対象

後期高齢者医療制度のお知らせ

～ 保険料率の見直しについて ～

■ 保険料率が変わりました

被保険者の皆さまにお支払いいただく保険料は、2 年ごとに保険料率を見直すこととなっています。
平成 24・25 年度の新しい保険料率は、次のとおりです。

● 均 等 割 (被保険者が等しく負担)	平成22・23年度 (年額) 44,192円	→	平成24・25年度 (年額) 47,709円 (3,517円増)	◆ 保険料の計算方法 (平成 24 年度) 均 等 割 【1 人当たりの額】 47,709円 + 所 得 割 【被保険者本人の所得に応じた額】 (平成23年中の所得－33万円)×10.61% 1 年間の保険料 (100円未満切り捨て)
● 所 得 割 (被保険者の所得に応じて負担)	平成22・23年度 10.28%	→	平成24・25年度 10.61% (0.33ポイント増)	
● 賦課限度額 (1 年間の保険料の上限額)	平成22・23年度 50万円	→	平成24・25年度 55万円 (5 万円増)	

● 年度の途中で加入したときは、加入した月からの月割で計算します。

平成24年度の保険料額は、7 月一人ひとりにお知らせします。

■ 保険料の軽減について

次の①～③に当てはまる被保険者の方は、保険料が軽減されます。
(軽減の内容は、平成 23 年度までと変更ありません)

① 均等割の軽減 世帯の所得に応じて、4 段階の軽減があります。

所得が次の金額以下の世帯	軽減割合		平成24年度	前年度比
33万円かつ被保険者全員が所得0円 (年金収入のみの場合、受給額80万円以下)	9 割軽減	→	4,770円	約300円増
33万円	8.5割軽減	→	7,156円	約500円増
33万円+(24万5千円×世帯主以外の被保険者数) ※単身世帯の方は該当しません	5割軽減	→	23,854円	約1,800円増
33万円+(35万円×世帯の被保険者数)	2割軽減	→	38,167円	約2,800円増

- 軽減は、被保険者と世帯主の所得の合計で判定します。
- 被保険者ではない世帯主の所得も判定の対象となります。

② 所得割の軽減 被保険者個人の所得で判定します。

所得が次の金額以下の方	軽減割合
所得から33万円を引いた額が58万円以下の方	5 割軽減

③ 被用者保険の被扶養者だった方の軽減

この制度に加入したときに被用者保険(主にサラリーマンの方が加入している健康保険)の被扶養者だった方は、所得割はかからず、均等割が 9 割軽減になります。